薬生食基発 0920 第 9 号 令和元年9月20日

都道府県各保健所設置市 衛生主管部(局)長特別区

厚生労働省医薬・生活衛生局 食品基準審査課長 (公 印 省 略)

食品添加物公定書追補の作成のための「食品、添加物等の規格基準」の 改正に係る意見募集について (周知依頼)

今般、食品添加物公定書追補の作成に伴い、食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。) の一部を改正する ことを予定しております。

当該規格基準告示の改正により、別添のとおり添加物9品目について成分規 格の新規設定を行うとともに、添加物 10 品目について成分規格の改正等を行う ことから、より販売等の実態を踏まえた内容とするため、貴管内の添加物並びに これを含む製剤及び食品の販売等を行う営業者等に対し、別添の改正案につい て、意見があれば、下記の要領で厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課宛 てに提出いただくよう、周知方よろしくお願いします。

本件に関しては、厚生労働省のホームページによる周知を行っています。なお、 別添の改正案については、本意見募集期間の終了後、食品安全委員会による食品 健康影響評価、薬事・食品衛生審議会における審議、行政手続法に基づく意見募 集等の手続を経て告示を行う予定であることを申し添えます。

記

## 1. 意見の提出方法

意見をまとめ、以下の宛先まで電子メールにて提出してください。表題に「食 品添加物公定書追補の作成のための「食品、添加物等の規格基準」の改正につい

て」と明記してください。

宛先: ki junfap@mhlw. go. jp

## 2. 意見の提出上の注意

提出される意見は日本語に限ります。また、個人は氏名・住所・職業・連絡 先(電話番号又はメールアドレス)を、法人は法人名・所在地・連絡先(電話 番号又はメールアドレス)を記載してください。提出いただいた意見について は、氏名、住所その他の連絡先を除き公表させていただくことがありますの で、あらかじめ了承願います。

また、連絡先については、提出いただいた意見に対する確認の連絡以外の用途では使用しません。

なお、意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願いま す。

## 3. 意見提出の締切日

令和元年 10 月 21 日 (月)